収入印紙の貼付が必要な場合にはこの場所に貼付してください。

契 約 書

(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、音楽制作業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。
第1条 (委託) 乙は、甲に対し、以下の音楽(以下「本著作物」という。)の制作を委託し、甲はこれを受託した。 (1)分類:(2)音楽のテーマ:(3)ジャンル:(4)分数:(5)曲調:(5)曲調:(6)使用楽器:
第2条 (納入) 1 甲は乙に対し、本著作物を以下の形式により、までに、乙に対して納入する。
 Zは、前項の納入を受けた後速やかに納入物を検査し、納入物に瑕疵がある場合や、乙の企画意図に合致しない場合は、その旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は、速やかに乙の指示に従った対応をする。 Zは、納入物を、利用が終わり次第速やかに甲に返却する。
第3条 (権利の帰属) 本著作物の著作権は甲に帰属する。
第4条 (利用許諾) 甲は乙に対し、本著作物を下記形態で利用することを許諾する。 (1) その他 その他:
 第5条 (著作者人格権) 1 乙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。 2 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者の表示をしなければならない。
第6条 (保証) 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであること を保証する。
第7条 (対価) 乙は、甲に対し、楽曲作成業務及び本著作物の利用許諾の対価、その他本契約に基づく一切の対価として、金円 (消費税込み)を、までに支払う。 報酬・対価に係る消費税や所得税 (源泉徴収) については、支払いの相手方や報酬・対価の額などによって取り扱いが異なりますので、必要に応じ税の専門家に相談してください。